

第2章 新市まちづくりの基本方針

1. 新市まちづくりの基本理念

「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」

これからのまちづくりは、従来にも増して、「地域自らが考え、地域自らが取り組む主体的な地域づくり」を進めていくという視点が求められています。

そのため、地域が持つ資源を再確認し、その歴史や特性を最大限に活かした取組みを展開するとともに、人々の価値観や社会経済の変化など、様々な環境に対応した取組みが必要となってきます。

また、これまでの市町村は、それぞれが持つ特性や立地条件を踏まえた様々なまちづくりを着実に行ってきており、多様性、個性を創出しています。貴重な地域資源を育み、長年にわたって積み重ねてきたまちづくりの成果が、現在の姿となって地域の人々の暮らしを支えてきました。このようなまちづくりの成果を尊重しつつ、南九州の拠点都市として、時流に応じた新たな歴史を刻みながら個性を創出する「地域らしさ」を重視したまちづくりを展開していくことが必要です。

一方、新市全体で資源や施設を共有し拠点的機能を分担・連携する中で、「都市力」を向上させ効果的に発展していくためには、魅力の高い都市機能を充実させるとともに、新市内の連携・交流を促進する快適で利便性の高い社会基盤の整備・強化が必要です。

このようなことから、それぞれの地域や地区コミュニティの特性を活かしながら 10 万人都市の潜在力を最大限に発揮し、これらが連携することにより新しい価値を創造していくという方針のもと、「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」をまちづくりの基本理念（基本的姿勢）とします。

地域力・・・地域の自然や歴史文化というような財産と特性を踏まえた地力（本来持っている実力）のことです。
都市力・・・類似の資源が集まることによる規模拡大の効果の発揮や異なる資源が融合することによる相乗効果の発揮によって、都市としての魅力が向上することです。
地区コミュニティ・・・人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域のこと、関係市町村の 65 地区（現小学校区・地区）を指します。

この基本理念には、次のような 4 つの視点が含まれています。

「地域力」を育み、新しい地域創造をめざす

新市を構成する“まち”には、そこで生活を営んできた人々によって長年受け継がれた伝統や文化が形成され、地域の特性として醸成されてきました。新市は、面積が広く甕島区域を有する自治体となりますので、地域特性を活かした多彩な価値を有する「地域力」の向上を図ります。

「都市力」を最大限に発揮する

魅力の高い都市機能を充実させるとともに、新市内の連携及び市域外との交流を

促進する快適で利便性の高い幹線道路の整備や効率的な公共施設の整備など、生活・産業基盤の整備を図り、都市機能が強化された一体感のあるまちの醸成に努め、10万人都市の魅力を最大限発揮できるまちづくりを展開します。

市民参画によるまちづくりを進める

市民と行政が同じ目標・視点に立ったまちづくりを進めるため、必要な情報を共有できるように情報公開を積極的に進めるとともに、市民の意見や意向を幅広く吸収し、施策運営に反映させる広聴の充実に努め、市民参画のまちづくりを進めます。

行財政運営の効率化を進める

新市は約10万人の都市規模となることから、行政組織のスリム化等による効率的かつ健全な行財政運営を行い、多様化・高度化に対応した行政サービスの充実強化を図ります。

市民参画・・・行政の持つ情報を積極的に公開し、市民と行政が情報を共有しながら、政策等の形成過程において市民の意見を活かしていくことです。

2 . 新市がめざす将来都市像

「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」

基本理念に掲げた「地域力」の高揚により、将来における新市の「都市力」をどのような姿に向上させていくか、その目標となる姿を定めたものが「将来都市像」です。

新市は、都市機能が集積している地域、みどり豊かな農山村や趣のある温泉街地域、変化に富んだ海岸線を有する地域など、多彩な特性を持つ地域が結集した自治体であり、それぞれの特性に根ざす多彩な文化や風土が形成されています。加えて、市民生活を支え交流の基盤となる多くの資源が蓄積されているとともに、九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通が見込まれるなど、広域的な交流・連携の基盤が整備されつつあります。

新市のまちづくりにおいては、南九州の拠点都市として、また、県都鹿児島市の隣接都市として、新市の持つ「多彩な特性と基盤の蓄積」を最大限に活かし、それぞれの潜在力をさらに向上させるとともに、互いの連携を強くすることにより相乗効果を高め、自立性の高いまちづくりを進めていくことが求められています。

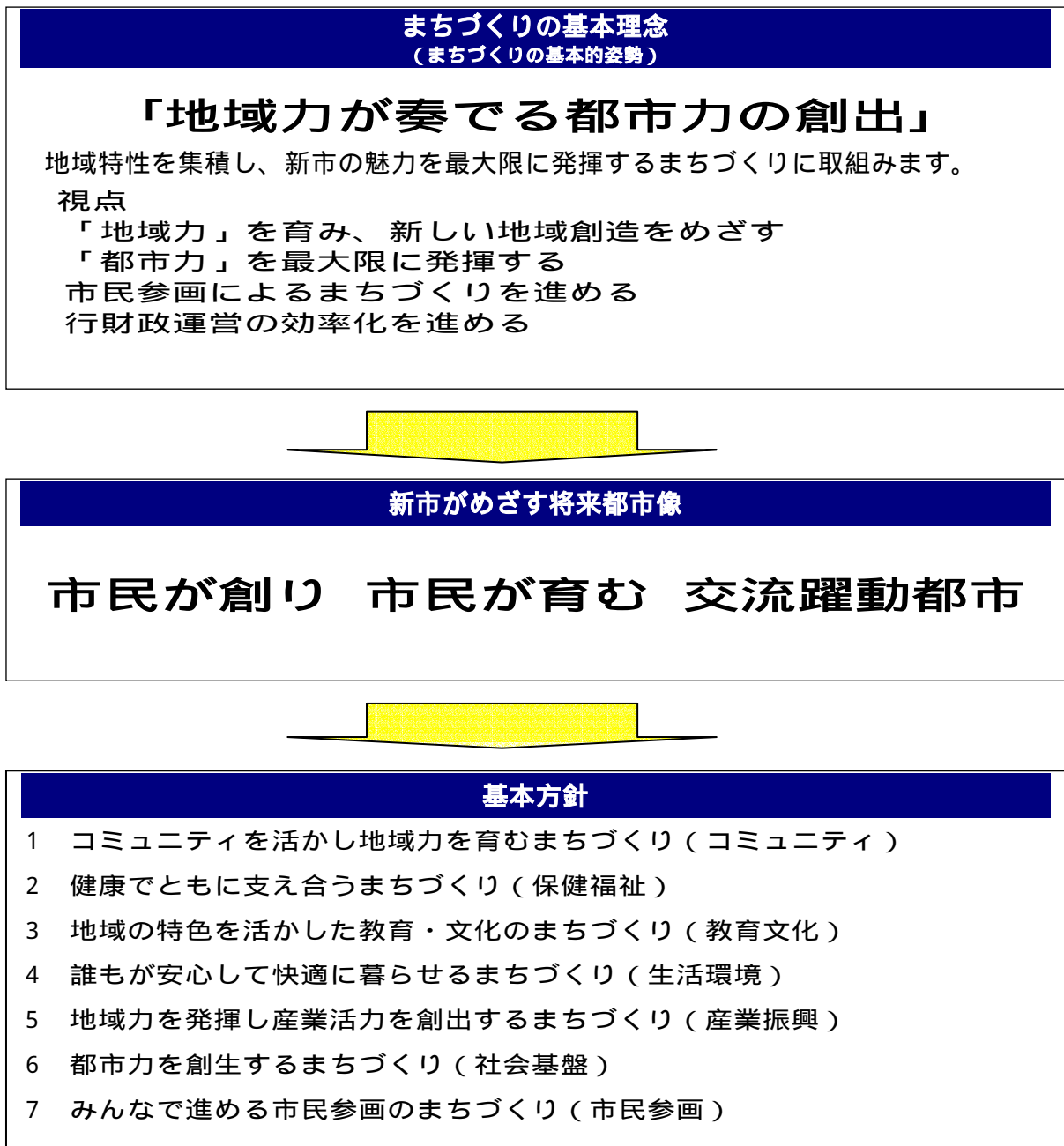
また、自然や歴史・文化的な資源と人々の営みというような「地域力」を育てながら「都市力」を発揮する新しいまちづくりを实践する主体は市民です。この「地域力」は、市民の一人ひとりが、あるいは地区コミュニティがお互いの信頼関係を築きながら共有できる将来像を描き、その実現に向かって協働し努力していくことが必要です。

このような考え方を基本とし、「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」を新市がめざすべき将来都市像とします。

3 基本方針

新市における速やかな一体化を促進し、地域の発展と市民福祉の向上を図るとともに、南九州の拠点都市としてふさわしいまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るために、「コミュニティ」、「保健福祉」、「教育文化」、「生活環境」、「産業振興」、「社会基盤」、「市民参画」の7つの分野の基本方針を定めます。

新市まちづくり計画の体系図



新市の都市構造

都市文化ゾーン

「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」

田園文化ゾーン

「水と緑と温泉に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」

海洋文化ゾーン

「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」



九州西岸軸

- ・南九州西回り自動車道・九州新幹線
- ・国道3号・国道328号

新市東西軸

- ・甑島交流ライン・川内川連携ライン
- ・空港アクセスライン・アジア交流ライン

地域交流軸

- ・川内樋脇連携ライン・川内入来祁答院連携ライン
- ・東郷樋脇連携ライン・東郷樋脇入来連携ライン
- ・甑島縦貫ライン

新市一体化運動プラン

1 地域力再生プロジェクト

- (1) 地区コミュニティ主体の地域づくり
- (2) 地域を支える人を育てるまちづくり
- (3) 地域文化を大切にすまちづくり
- (4) 地域医療が充実し健やかで安心して暮らせるまちづくり

2 都市力創造プロジェクト

- (1) 利便性の高い都市づくり
- (2) 交流拠点を活かしたまちづくり

3 交流活力創生プロジェクト

- (1) 産業活力を導くまちづくり
- (2) 市域内の連携が盛んなまちづくり
- (3) 市域外との交流が盛んなまちづくり

基本計画・まちづくり事業計画

1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

- (1) 地区コミュニティを活かしたしくみづくり
- (2) コミュニティ活動等への支援強化
- (3) コミュニティ活動環境の整備

2 健康でともに支え合うまちづくり

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 社会保障の充実
- (3) 地域福祉社会の形成
- (4) 高齢者福祉の充実
- (5) 子育て支援・児童福祉の充実
- (6) 障害者(児)福祉の推進
- (7) 母子寡婦・父子福祉の充実

3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 社会教育の促進
- (3) 人権の尊重
- (4) 幼児教育・学校教育等の充実
- (5) 青少年の健全育成
- (6) 地域文化の保存・継承
- (7) スポーツの振興
- (8) 交流活動の推進

4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

- (1) 防災・生活安全対策の充実
- (2) 環境対策の充実
- (3) ごみ処理の充実
- (4) 下水道・生活排水処理対策の推進
- (5) 安定した水・温泉利用対策の充実

5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

- (1) 新市経済圏の創出
- (2) 農業の振興
- (3) 林業の振興
- (4) 水産業の振興
- (5) 商工業の振興
- (6) 観光の振興

6 都市力を創生するまちづくり

- (1) 住環境の整備
- (2) 公園緑地の整備
- (3) 道路・交通ネットワークの整備
- (4) 市街地等の整備と拠点づくり
- (5) 河川等の整備
- (6) 港湾施設の充実及び利用促進
- (7) 情報通信基盤の整備
- (8) 土地の有効利用

7 みんなで進める市民参画のまちづくり

- (1) 市民参画の推進
- (2) 男女共同参画社会の形成
- (3) 効率的な行政運営の推進
- (4) 健全で安定的な財政運営の推進

(1) コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

新しいまちづくりは、市民一人ひとりが主役であり、生活の基盤となる各地域の活性化こそが新市全体の活力の源です。従来各市町村の境を取り払い、新市の自然・文化・人材などの貴重な資源を有効に活用したまちづくりを進めるには、市民の意見や要望をより良く反映させるとともに、市民自らがまちづくりに積極的に参画することが必要です。

このため、市民の自主的な活動を促進するしくみづくりや組織体制の再構築を図ります。また、それぞれの地区コミュニティへの積極的な活動支援及び活動拠点施設の整備・充実を図るとともに、ボランティア団体や民間非営利組織（NPO）等を育成支援することにより、市民の社会参画を推進します。さらに、市民の地域社会やまちづくりへの参画を促すための広聴広報の充実と個人情報保護を配慮した情報公開を推進するとともに、電子自治体の構築及び様々な機関との情報のネットワーク化の推進により、事務の効率化及び市民サービスの向上に努めます。

地区コミュニティを活かしたしくみづくり

コミュニティ活動等への支援強化

コミュニティ活動環境の整備

NPO...民間非営利組織のことで、営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体のことです。

(2) 健康でともに支え合うまちづくり

今後も高齢化が進む中で、高齢者、障害者、児童を含むすべての市民が、住み慣れた地域・地区の中で健やかに暮らせるまちづくりを進めることが必要です。

このため、保健・医療・福祉に関する様々な施策・事業の充実を図るとともに、市民が自ら進んで行動し、ともに助け合い、支え合う社会システムづくりを進め、誰もが安心して暮らせる福祉社会の構築に努めます。また、高齢者・障害者及び健常者の生きがいづくりに関する施策の推進、学童保育の推進、相談体制や子育て支援ネットワークの広域化、少子化対策の推進及び地域医療機関の確保や救急医療などの医療サービス体制の拡充に努めます。

保健・医療の充実

社会保障の充実

地域福祉社会の形成

高齢者福祉の充実

子育て支援・児童福祉の充実

障害者（児）福祉の推進

母子寡婦・父子福祉の充実

(3) 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

生涯を通じて自らの個性と能力を伸ばし、いきいきとした人生を築きたいという意識の高まりへの対応を図るとともに、豊かな心・国際的な広い視野・創造力を持った魅力ある人材を育む教育・文化のまちづくりが求められています。

このため、豊かな人間性を育む幼児教育・学校教育及び郷土教育の充実や教育施設の整備等による教育環境の充実を図ります。特に、家庭での教育力を高めながら学校と家庭、コミュニティが一体となった教育や青少年の健全育成を進めます。また、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたり多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、加えて、その学習成果を活かせる活動の場の確保等の支援体制、人材バンクの整備及び派遣制度の普及など、生涯学習体制の充実強化、各地域・地区で受け継がれている伝統芸能・伝統文化の保存継承を図ります。さらに、広い視野を育てる交流活動を推進し、人材の育成や個性のある地域づくりに努めます。

生涯学習の推進

社会教育の促進

人権の尊重

幼児教育・学校教育等の充実

青少年の健全育成

地域文化の保存・継承

スポーツの振興

交流活動の推進

人材バンク...厚生労働大臣の認可を受け職業を紹介する民間の職業安定所のことです。転職を希望する方のキャリアアップの相談を受け、企業から依頼された求人情報の提供を行います。

(4) 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

新市は、海、山、川、湖、温泉などの豊かな自然環境資源に恵まれています。こうした豊かな環境と快適な生活との両立を前提にしながら南九州の拠点都市として発展していくためにも一層の生活環境の整備が求められています。

このため、市民生活における安全の確保をはじめ、自然環境の保全、上下水道の適正な整備などを進め、災害に強い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、地球環境への負荷を軽減するため、市民・事業者と行政が協働して省資源化やリサイクルなどに努め、資源循環型社会の構築を図ります。

防災・生活安全対策の充実

環境対策の充実

ごみ処理の充実

下水道・生活排水処理対策の推進

安定した水・温泉利用対策の充実

(5) 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

新市の発展を支え、活力と活気を生み出す源は産業活動にあります。また、多様な雇用機会の確保・創出は、若者の定住や人口の増加のための重要な条件となります。

このため、新市の最大の資源である豊かな自然を活かした農業や水産業、更に各種製造業、サービス業など多種多様な地場産業の「地域力」を十分活用した創造性あふれる産業の展開を図り、新市内で循環する経済構造を創出することで、新市の自立的な発展をめざします。

新市経済圏の創出

農業の振興

林業の振興

水産業の振興

商工業の振興

観光の振興

(6) 都市力を創出するまちづくり

新市の潜在力の発揮を図るとともに、快適で利便性の高いまちづくりを進めるためには、情報通信基盤を含めた都市機能の向上を図ることが必要です。

このため、住宅・公園の整備や都市計画マスタープラン[※]に基づく都市計画事業等の実施により機能的で美しい都市空間を創出し、都市拠点性と総合的な魅力を一層高める取組みを進めます。また、九州新幹線や南九州西回り自動車道の波及効果を新市全体に広げるために、重点的かつ一体的な幹線道路網の整備を図るとともに、交通ネットワークのさらなる充実をめざします。併せて、港湾機能の向上と利用促進を図ります。さらに、安全で安心して暮らせる都市の形成をめざし、河川改修、砂防急傾斜地対策に取り組めます。

住環境の整備

公園緑地の整備

道路・交通ネットワークの整備

市街地等の整備と拠点づくり

河川等の整備

港湾施設の充実及び利用促進

情報通信基盤の整備

土地の有効利用

都市計画マスタープラン...都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通しや住民意向を反映させて、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、土地利用や都市施設などの配置及び整備、その他の都市計画の基本的な方針を示すものです。

(7) みんなで進める市民参画のまちづくり

地方分権の進展により自治体の自主的な活動範囲が広がる中で、市民ニーズも多様化し、まちづくりの進め方も行政主導から、行政と市民の役割分担のもとでまちづくりを展開することが求められています。

このため、新しい「対等と協力」の視点から市民と行政の関係を見直し、よりよいまちづくりの方向を見極め協働していくことが必要であり、情報を共有し、知恵を出し合い、役割を分担し、まちづくりの実践に向けた体制の充実を図ります。

市民参画の推進

男女共同参画社会[※]の形成

効率的な行政運営の推進

健全で安定的な財政運営の推進

男女共同参画社会...男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

4 . 新市の都市構造

新市の自然、産業、文化及び土地利用等の特性を活かした均衡ある発展をめざすため、新市を大きく3つのゾーンに分け、次のように振興を図ります。

また、新市域内外との人やモノの活発な交流を促進するために、「交流・連携軸」を設定します。

さらに、土地利用区分ごとに、適正な土地利用・保全や効果的な利活用を図るため、土地利用の基本的な考え方を示します。

ゾーン...地帯・区域・範囲のことです。

(1) ゾーンごとの振興方向

都市文化ゾーン（川内の市街地）

「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」

この区域は、九州新幹線やJR鹿児島本線、南九州西回り自動車道、国道3号、267号などが交差する交通の要衝に位置することから、商業・教育・文化・医療・行政等の都市機能が集中するとともに、工業団地には多くの企業が進出するなど南九州における経済・物流の拠点です。また、幹線道路や鉄道を利用して多くの入り込み客を導く新市域の玄関口としての要を担う役割があります。

このため、都市基盤の整備や魅力ある商業機能の創出、新市の顔にふさわしい風格のある市街地の形成、新市内各地域との道路・交通網や生活基盤等の整備により市民の交流拠点となる機能充実に努めます。

以上のことにより、「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」を基本として、豊かで利便性の高い市民生活のための都市基盤の整備に努めます。

田園文化ゾーン（樋脇・入来・東郷・祁答院及び川内の田園地帯）

「水と緑と温泉に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」

一級河川「川内川」流域であるこの区域は、水と緑に抱かれた肥沃な農地が広がり、米作、果樹栽培、野菜栽培、畜産などが盛んな農業地域であり、また、多様な泉質の温泉が各地域にあることから交流促進の地域として期待されます。

このため、認定農業者や集落営農の育成、新市全体を範囲とする農業公社の設立による農地流動化や新規就農者の育成などを進め、効率的で安定した魅力ある農業経営をめざす農業の振興に努めます。加えて、地域間の道路交通網の整備、地域特有の文化・歴史・風土・多様な泉質の温泉を活かした観光・交流の推進、田園市街地の形成及び住宅地の整備などを進めます。さらに、森林のもつ多様な機能を活用し、森林資源の質的な充実と活力ある林業の育成を図り、森林の持続的な経営・管理とその多面的な利用を推進します。

以上のことにより、「水と緑と温泉に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」を基本として、区域の特性に相応した産業の振興、豊かで多様性に富んだ田園地帯の整備に努めます。

海洋文化ゾーン（川内沿岸部及び甕島区域）

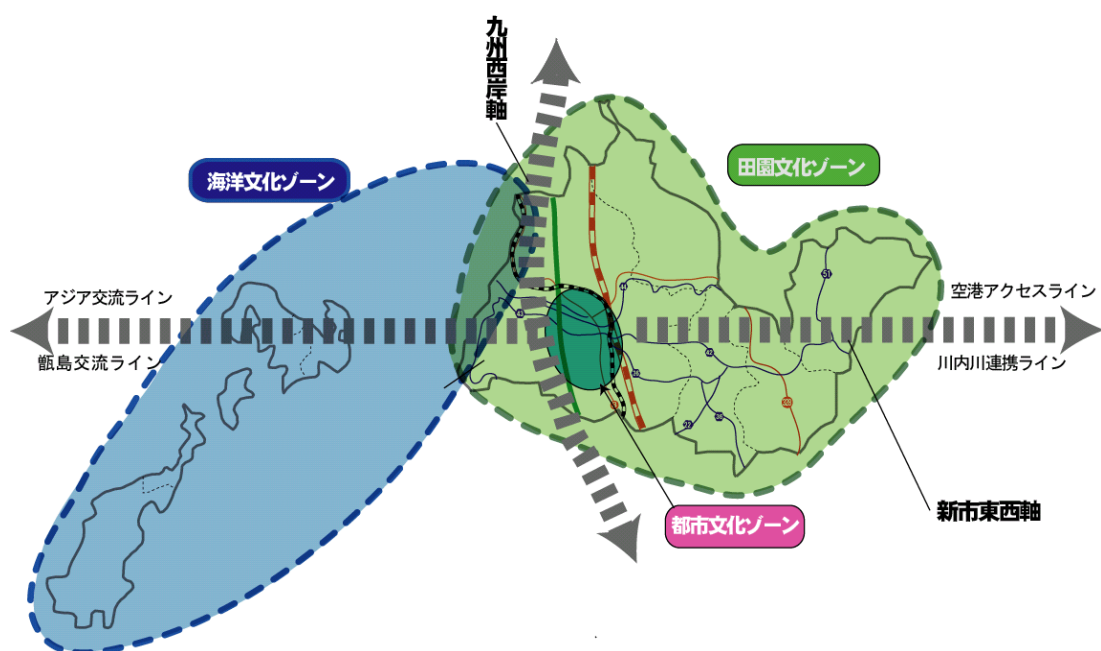
「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」

この区域は、東シナ海の恵まれた海洋資源を有した水産業が盛んに行われている一方、変化に富んだ海岸線、甕島等の美しい景観、地域特有の文化・歴史等の資源を活かした個性ある観光地づくりが進められています。

このため、高級魚介類(カパチ・シマジ・アワビ等)を主体とした養殖業や加工・流通体制の強化、水産資源供給基地としての確立、新規就業者や後継者の育成・確保など水産業の振興に努めます。また、九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通などの効果を最大限に導き出すため、観光資源を活かした自然とのふれあいや体験・滞在型観光を進めるとともに、温泉と水産物の連携など、異質の資源との組み合わせによって付加価値を高め、現代人の嗜好に対応した魅力ある観光地の形成や広域観光ルートの形成等を推進します。

以上のことにより、「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」を基本として、新市の基幹産業としての水産業の振興と、自然や文化・歴史等の資源はもとより甕島の「癒しの空間」としての特性を十分に活かした観光地づくりを進めます。

都市構造のイメージ



(2) 交流・連携軸

新市内外の交流・連携を活発化させるために、地域高規格道路、地域幹線道路、都市核道路やこれらを補完する道路を整備・促進し、新市における九州西岸軸、新市東西軸、地域交流軸の形成を図ります。

都市核道路...川内市街地の2環状8放射道路網などの都市文化ゾーン等における幹線道路網のことです。各地域から川内市街地へあるいはインターチェンジ等へのアクセス向上のための道路です。

九州西岸軸

南九州西回り自動車道の早期整備や国道3号、国道328号の改良整備、九州新幹線の早期整備を促進し、北部九州と県都鹿児島市を結んだ九州を視野に入れた人とモノの交流を促進します。

- 南九州西回り自動車道の早期整備の促進
- 国道3号の整備促進、国道328号の整備
- 九州新幹線の早期整備の促進
- 肥薩おれんじ鉄道の利用促進

九州新幹線...平成16年3月13日に九州新幹線鹿児島ルート(鹿児島中央～新八代間)が開業されます。新八代～博多間は平成25年開業が予定されています。

肥薩おれんじ鉄道...鹿児島県と熊本県及び沿線の10市町が出資し、第三セクター鉄道会社として平成14年10月31日設立された「肥薩おれんじ鉄道(株)」が運営する鉄道のことで。

新市東西軸

新市内外との交流・連携の活発化を図るために「甑島交流ライン」及び「川内川連携ライン」の形成を図ります。また、鹿児島空港への利便性向上やアジア方面との交流を促進するために、「空港アクセスライン」及び「アジア交流ライン」の形成を進めます。

アクセス...産業・住宅の立地等における交通の利便性のことで。

< 甑島交流ライン >

- 甑島～本土間の海上交通網の調査・研究
- 新幹線川内駅～甑島間の交通アクセスの向上
- 地域間交流の促進

< 川内川連携ライン >

- 国道267号、県道43号川内串木野線、県道44号京泊大小路線、県道394号山崎川内線の整備促進、地域高規格道路の指定促進
- 川薩グリーンロード(広域営農団地農道)の整備促進
- 川内川アクアフロント構想(21世紀新かごしま総合計画)による観光ルートの設定やイベントの共同開催による交流の推進

< 空港アクセスライン >

- 空港連携線(川内空港間)の整備促進

< アジア交流ライン >

- 川内港とアジア地域を結ぶ定期航路化と産業、経済、学術、スポーツ等の多様な交流の推進

地域交流軸

新市内の交流・連携を活発化させるために港湾や南九州西回り自動車道インターチェンジなどの交通拠点を結ぶ幹線道路網を構築し、「都市核道路」「川内樋脇連携ライン」・「川内東郷連携ライン」・「川内入来祁答院連携ライン」・「東郷樋脇連携ライン」・「東郷樋脇入来連携ライン」・「甕島縦貫ライン」の形成を図ります。

< 都市核道路 >

- 宮崎バイパス(隈之城IC関連)など川内市街地の2環状8放射道路網の整備及び整備促進

< 川内～樋脇連携ライン >

- 県道36号川内郡山線、県道42号川内加治木線、県道333号川内祁答院線の整備促進

< 川内～入来～祁答院連携ライン >

- 県道42号川内加治木線、県道333号川内祁答院線、県道462号堂山宮之城線の整備促進

< 川内～東郷連携ライン >

- 県道339号東郷西方港線の整備促進

< 東郷～樋脇連携ライン >

- 阿久根～東郷～樋脇～郡山連携線(県道46号阿久根東郷線、県道335号市比野東郷線、県道36号川内郡山線、県道39号串木野樋脇線等)の整備促進

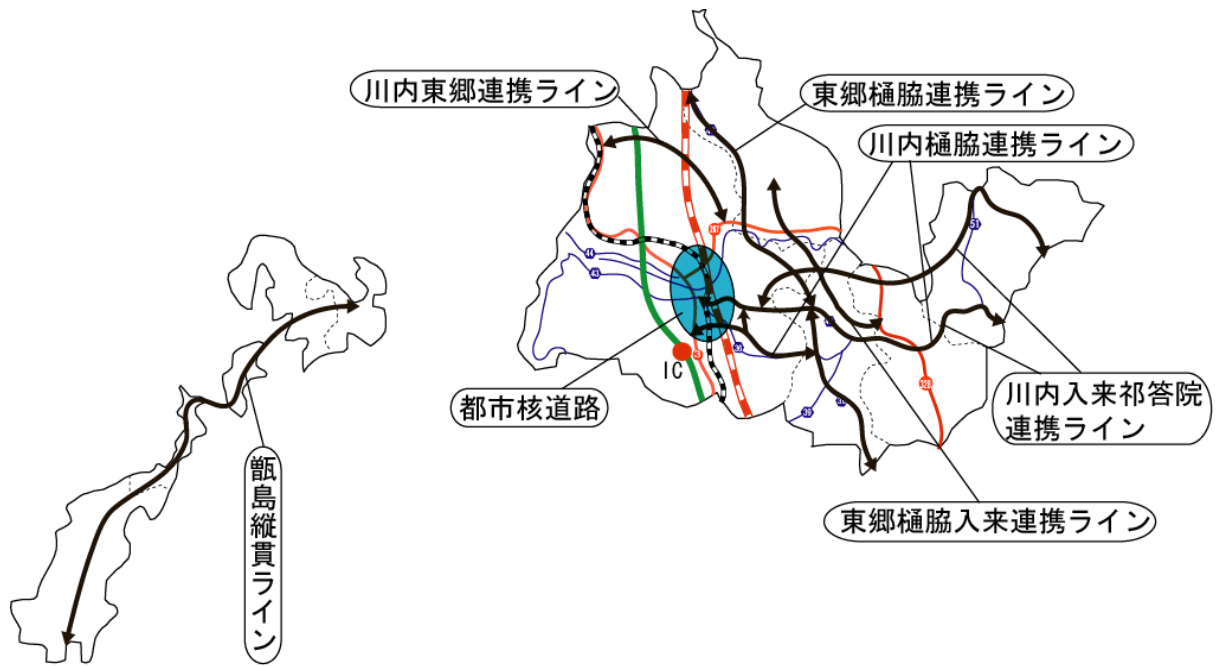
< 東郷～樋脇～入来連携ライン >

- 県道346号山田入来線の整備促進

< 甕島縦貫ライン >

- 甕島縦貫道の整備促進及び蘭牟田瀬戸架橋の事業化に向けた検討
甕島縦貫道関係路線：県道348号桑之浦里港線、県道351号黒浜水深線、県道349号手打蘭牟田港線

地域交流軸



(3) 土地利用の基本的考え方

新市においては、将来のまちづくりを見据え、総合的・長期的な観点から土地利用を図ります。

農用地

農業振興地域整備計画に基づき優良農地の保全・活用を図るとともに、その高度利用に努めます。なお、市街地と隣接する農用地については、無秩序な土地利用を防止し、農地の持つ機能の保全に配慮しながら都市的土地利用との調整を図ります。

森林

木材資源の有効活用と水源かん養をはじめ、自然環境との共生に配慮するとともに、多面的な機能が引き出せるよう、その利活用を図ります。

宅地等

都市計画事業、土地区画整理事業を計画的に進めるとともに、交通アクセスを向上させ、生活利便性の向上、交流・連携の拡大のため、交通拠点・道路交通網等の整備を図ります。また、産業機能や都市機能の集積などの土地利用の現況・動向の変化、社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、用途地域の指定・見直しを適宜実施し、機能的な市街地の形成に努めます。

農業振興地域整備計画…県知事より農業振興地域の指定を受け、農用地として利用すべき土地の区域（農用地区域）を定めた農用地利用計画のほか、農業生産基盤、農業近代化施設の整備等の計画からなる長期計画です。この農用地区域内で農地等を転用する場合は、農用地利用計画の変更を行う必要があります。